

カンボジア王国

国民・信仰・国王

3

労働職業訓練省

第 003/16号 K.B/S.N.N

労働法規定下の機関である民間人材派遣会社に対する規定強化の
執行指示書

労働職業訓練省は、以前に労働法規定下の機関であるいくつかの民間人材派遣会社が年々によりよく執行し、かつ労働条件の改善、向上に貢献し、労働安全等の職業関係の調和がよくなり、国内および国際社会より認められたことを観察した。

同時に、企業・機関の形式及び運営手続きに関する労働法規定を適用していない機関についても発見し、特に海外で働く労働者の採用、発見及び管理を担当する民間人材派遣会社について次々と監視、催告及び不遵守の改善を求めている。労働法規定の適用状況に加えて、多数の民間人材派遣会社が民間人材派遣会社を通じたカンボジア人労働者の海外派遣の管理に関する2011年8月11日付の政令第190号及び現行の法律並びに法令の規定適用を強化するために省庁より発行された8つの省令を適切に適用していないことを確かめたため、前記の状態に対して、かつ海外への人材派遣サービスの効率を強化し、カンボジア人移民労働者の権利保護、不都合な事情を排除するために、労働職業訓練省は、以下に掲げる事項のとおり適切に適用するよう、民間人材派遣会社に対して指示し、催告する。

1. 確実な住所のある事務所、従業員、事務所の設備、連絡方法及び運送方法を十分に有すること。
2. 職業訓練のための適切な広さで、十分な建物を有するオリエンテーション研修センターを設置し、健康衛生及び安全を保証できる適切な労働者の寮並びに食堂及びセンターの内部規則を有すること。
3. 以下の通り、労働法規定に従って企業・機関の登録を行うこと。
 - 企業・機関の開設申告書
 - 企業台帳
 - 労働者の給与台帳または給与リスト
 - 企業の就業規則
 - カンボジア人ワークパミット
 - 外国人ワークパミット
4. 労働法規定下の者についての社会保障基金法の規定に従って社会保障基金の登録及び給付金拠出を行う。
5. 労働者の受け入れ国に常駐の代表者がいて、各代表者が今後労働者について生じたまたは生じうる問題の予防、保護及び解決をするために、受け入れ国に関する法的知識を持っている必要がある。

6. 以下に掲げる労働者の書類及びデータを用意し、正確に保存するものとする。
 - 記簿及び記簿への適切及び定期的な記録を実施する。
 - 各回の受け入れ国への派遣労働者のデータ、統計及び情報を保存する。
 - 各回の就職先に勤務した労働者のデータ、統計及び情報を保存する。
 - 労働契約満了以前に帰国した労働者のデータ、統計及び情報を保存する。
 - 労働契約が更新された労働者のデータ、統計及び情報を保存する。
 - 労働契約が更新されない労働者のデータ、統計及び情報を保存する。
 - 無職で帰国させられた労働者のデータ、統計及び情報を保存する。
 - 行方不明となった労働者のデータ、統計及び情報を保存する。
 - 死亡となった労働者のデータ、統計及び情報を保存する。
 - 労働契約満了後帰国された労働者のデータ、統計及び情報を保存する。
7. 以下に掲げる書類及び契約を用意し、適切かつ慎重に保存するものとする。
 - カンボジアにおける民間人材派遣会社及び受け入れ国におけるパートナーの民間人材派遣会社との契約書または覚書を有し、保存する。
 - カンボジアにおける民間人材派遣会社と労働者との間の職業紹介サービス契約を有する。
 - 労働者と労働者を雇用する海外での使用者との間の労働契約を有する。
8. 各民間人材派遣会社は、その他の者又は会社へ、自己の省令¹を賃貸、サブ契約を締結、または販売することはできない。同行為は、法律の規定に基づいて処罰されるものとする。
9. 職業紹介サービス契約及び労働契約に基づいて実際の職場まで労働者を派遣する際に、各民間人材派遣会社は、全員の労働者がオリエンテーション研修を受け、労働者の法的状態を十分に証明できる書類を有することについて職業及び労働局から証明書を受けるものとする。
10. 海外への労働者採用の一般広告については、民間人材派遣会社が広告を発行する前に、事前に労働職業訓練省から許可を得るものとする。
11. 海外へのカンボジア労働者を採用し、派遣に関する情報を広告する全ての代理者は、民間人材派遣会社の制服、名札、ロゴを有し、職業総局及びカンボジア労働者派遣協会より署名された指名状を有し、現地当局からの良い協力を有するものとする。
12. 各民間人材派遣会社は、本書に添付されるサンプルに基づいて労働職業訓練省指定の標準請求書を利用するものとする。

労働職業訓練省は、2016年3月1日から起算して、本指示書に基づいて執行しない民間人材派遣会社に対して法的手続きに基づいて厳密に措置を講じるものとする。

本指示書を受けて、すべての民間人材派遣会社の経営者は、高度責任の立場で適切かつ効率的に適用するものとする。

プノンペン首都、2016年1月20日

¹ 原典ママ。「許可」を「省令」と誤記しているものと思われる。

大臣

Ith Samheng

民間人材派遣会社の請求書サンプル

Ung Rithy Co., Ltd		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> Logo </div>		
住所：Building 03、Russian Blvd, Sangkat Teok La'ok 1, Khan Toul Kork, Phnom Penh.		
Phone Number: 023 880 474		
Email:		
		No.
Invoice		
Received from Name....., Name in EnglishSex:		
Address:Village/group,Commune/Sangkat,District/KhanCapital/Province.		
Phone Number :		
AmountIn wordOutstanding amount		
This paid amount is for the arrangement of application and other documents for legal employment at a country of.....		
Accountant (signature)	Date..... Cashier (signature)	Payer (signature)
Name:.....	Name:.....	Name:.....

注意:

1. 同請求書は3部作成する。1部が申請書に添付し、1部が支払者に渡し、1部が保管される。
2. 請求書の番号は、N.....号からN.....号まで。
3. 同請求書は、会社名称でのPaidで押印される。